

[I 総則 3－1－3：新潟県十日町市との相互応援協定]

災害時における相互応援に関する協定書

1 趣旨

この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被害者の救援者の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

2 応援の内容

規定する応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被害者の救出・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な技術職・技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者及び被災児童・生徒等の一時受け入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

3 応援要請の窓口

甲及び乙はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

4 応援要請の手続

応援をうけようとする甲又は乙は次の事項を明かにして、電話等口頭により要請し、後日相手方に別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項等

5 経費の負担

(1) 応援に要した費用は原則として、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

ただし、2 応援の内容第3号に規定する職員の派遣に要した費用については、別途協議するものとする。

(2) 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

6 災害補償等

応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

7 情報の交換

甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

8 指揮権

応援活動に従事する応援職員等は、被災市の被災対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

9 協議

この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

10 施行

この協定は、平成16年8月27日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙署名押印の上、各々一通を保有する。

平成16年8月27日

甲 埼玉県和光市
和光市長 野木 実

乙 新潟県十日町市
十日町市長 滝沢 信一